

【審議第 10】

基本構想『まちづくりの基本目標』について

平成 18 年 3 月 27 日 事務局 再提案

第 7 章 まちづくりの基本目標

1 豊かな人間性をはぐくむまち

野洲市のまちづくりの主役は、市民（人）であり、幼児期から始まり生涯にわたる豊かな人間性をはぐくむ教育や子育て支援の充実と、薰り高い文化の創造をめざして、「豊かな人間性をはぐくむまち」を基本目標とします。

まちの基盤が整備され、都市として成熟していく野洲市のまちづくりを担うのは、子どもたちです。自ら学び主体的に行動する「生きる力」の育成が求められる中で、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境を保障するとともに、家庭と地域、学校が一体となって教育に取り組むための環境づくりを進めます。

このため、野洲市が持つ人とひととの豊かなふれあいや自然、文化・風土を生かし、多彩な社会参加、世代間交流、自然・文化学習やスポーツの機会を提供するとともに、こうした学習機会を通じて、豊かな人間形成をめざします。

また、心の豊かさを求める市民の志向や、団塊の世代がセカンドライフ（退職後の人生）において生涯学習に対するニーズを高めることを踏まえ、市民がいつでも気軽に自己実現活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

まちづくりの基本理念の重要な要素として位置づける「人権」については、同和問題をはじめ、障がい者、外国人など、あらゆる人権に関する問題に取り組み、すべての人権が尊重される社会づくり、多文化共生の社会づくりをめざします。また、社会のあらゆる場で男女が対等な立場で活動し、豊かさも責任も共に分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

2 人々が支え合う安心なまち

市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、いきいきと輝くために、市民がともに支え合い、健康で安心な生活を送ることができる共生と安心のまちをめざして、「人々が支え合う安心なまち」を基本目標とします。

栄養・運動・休養のバランスの取れた生活習慣を身に付け、健康的に寿命を延ばすために、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を進め、誰もが健康でいきいきとした生活が営める環境づくりを進めます。

そのために、地域や団体を中心とした取組みへの転換を進めるとともに、市民のニーズにあった医療サービスの確保に努めます。

また、市民の福祉への関心は非常に高く、住民アンケートの結果では、過半数の住民が、まちづくりにおいて高齢者福祉や保健・医療の充実を望んでいます。このため、すべての市民が住み慣れ

た地域や家庭で安心して暮らせるよう心の通った福祉サービスの充実に努めるとともに、そこに暮らす人々が、互いを尊重し、支え、助け合う地域福祉を推進します。

一方、地震、水害、火災など大規模災害から、市民の生命や財産を守り、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めます。

また、交通事故や犯罪の防止などに取り組むとともに、消費者の保護や食生活の安全を確保する仕組みの整備や取り組みの強化に努めます。

3 美しい風土を守り育てるまち

野洲川、琵琶湖、三上山、田園、集落、街並みや旧街道など、自然と景観に恵まれた美しい風土は、野洲市の貴重な財産であり、現代に生きる私たちは、こうした美しい風土を守り育て、次代に引き継いでいく責務があります。また、野洲市のまちづくりの土台となる「環境」にやさしいまちづくりを推進するため、「美しい風土を守り育てるまち」を基本目標とします。

野洲市が保有する里山から河川、琵琶湖までの連続する自然を「水と緑の環境ネットワーク」と考え、一体的に保全し活用するとともに、生き物とのふれあいや新しい水環境・緑環境の創造など、市民はもとより市外住民への環境学習の場を提供するとともに、まちづくりにも生かしていきます。

また、地球温暖化防止など地球環境全体に配慮したライフスタイルの確立や、ごみを少なくし、資源をリサイクルする循環型社会の構築をめざします。

4 地域を支える活力を生むまち

野洲市の産業は、米づくりを中心とする農業と情報通信機械器具製造業等の大規模工場の立地にその特色があり、製造業を中心とした産業は、まちの経済を支え、雇用の機会を拡大し、ひいては地域の活力を生む源泉となっています。今後も、これら基幹的な産業の競争力を維持・発展させるとともに地域の産業の振興を図り、また安定した就労により安心して働けるまちをめざして、「地域を支える活力を生むまち」を基本目標とします。

野洲市においては、大阪都心まで約1時間といった地理的な好条件を生かし、環境に調和した企業体等の誘致や、産学官の連携の推進、競争力に富んだ産業の育成により、地域の持続的な発展に努めます。

現在の農業は、大きな転換期にあります。米づくりの本来あるべき姿の実現と、消費者と市場を重視した戦略的な考えに立ち、さらに、大都市近郊に位置する立地条件を生かし、需要に即応した米づくり・野菜づくりの推進を通じて農業経営の安定と発展をめざします。また、自然とのふれあいの場や農業体験など農業資源の多面的な活用を図ります。

里山から琵琶湖へとつながる自然や豊かな歴史・文化を生かした観光の振興を図るため、民間の活力による活性化に力点を置くとともに、市民意識の高揚に努めます。

商業や林業・漁業などの地域の産業については、相互に補完し連携をとりながらその振興につながる取組みを進めていきます。

5 うるおいとにぎわいのある快適なまち

豊かな自然を生かした均衡ある発展とともに、秩序とうるおいが感じられる快適な都市空間の創造、快適な居住環境の実現をめざして、「うるおいとにぎわいのある快適なまち」を基本目標とします。

市民が生活に豊かさとうるおいを感じるまちを実現するため、自然と景観を市民・企業などと協働して守り育てるとともに、新しい都市拠点を整備する中で、環境に配慮した、計画性のあるアメニティの高い都市空間の形成を進めます。

また、都市空間の整備においては、バリアフリーの理念に基づく利便性ととも安全性、快適性に優れた道路や広場の整備をはじめ、市民と行政が連携し、機能性とともユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人々に温かいまちづくりに取り組み、たくさんの人々が集まるにぎわいと魅力にあふれた都市づくりをめざします。

また、市民生活の快適性の向上のため、道路、河川、下水道、公園・緑地等の都市基盤の適正な維持・整備を進め、公共交通網・施設の整備を促進し、まちの活性化につながる拠点づくりなどの取り組みを一層進めていくとともに、居住環境の向上に対して、市民・企業・行政が協働で取り組む仕組みづくりを推進します。

6 市民と行政がともにつくるまち

地方分権の流れのなかで、個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくために、市民、企業、行政が交流・連携し、協働の手法により、ともに地域を支えていくことをめざして、「市民と行政がともにつくるまち」を基本目標とします。

協働によるまちづくりを進めるためには、市民や企業等と行政の相互の信頼関係が不可欠です。このために行政は、行政活動に対する説明責任を果たすとともに、さまざまな情報を市民や企業に適切に提供し、地域の現状や課題、将来の姿について情報が共有できる環境づくりを行うとともに、行政運営のあらゆる段階で市民の多様な意見を集め、その知恵を結集してまちづくりに反映していくことに努めます。

また、市民が自主的に活動を行うための基盤づくりや支援も欠かせないことから、これまでの住民活動の広がりを踏まえ、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むためのルールづくりを進めるとともに、市民の自主的活動の支援、幅広い市民のまちづくりへの参加機会の提供を行います。

さらに、市民に最も身近な行政主体としての期待に応えるため、新しい時代に対応する組織機構の改革や行政評価システムの整備を進め、効率的、効果的な施策・事業展開を実現するとともに、市民、企業との交流・連携・協働を進める役割を強化していきます。